

2024年10月15日

各位

会社名 株式会社 きょくとう
代表者名 代表取締役会長兼社長 牧平 年廣
(コード: 2300、東証 スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 丸林 凡和
(TEL. 092-503-0050)

2025年2月期半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、2024年10月15日開催の取締役会において、下記の通り企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項）に規定する半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

— 記 —

1. 対象となる半期報告書

第46期（2025年2月期）半期報告書

2. 延長前の提出期限

2024年10月15日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2024年11月14日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2024年10月15日付「社内調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせしました通り、2020年4月分から2022年9月分の雇用調整助成金の申請に関して、申請手続きにおける経営陣の指示の有無について社内調査委員会による調査を実施する予定であります。

これにより、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人より、重要な虚偽表示が発生する可能性、及び特別な検討を必要とするリスク（過去に経営者が内部統制を無視したことによるリスクを含む）について、事実解明後の追加的な期中レビュー手続きが必要となったため、半期報告書の期中レビューを終了することは困難であるとの意見を受けたことにより、金融商品取引法第24条の5第1項の提出期限までに下記の半期報告書を提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に基づき、当該半期報告書の提出期間について、上記のとおり承認申請いたします。

5. 今後の見通し

提出期限の延長に関する承認申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

以上